

## 面会に関する規定

### 1. 目的

患者の尊厳保持、療養生活の質の向上及び円滑な退院支援を図ることを目的として、当院における入院患者への面会に関する基本事項を定めるものである。

### 2. 基本方針

当院は、感染対策等の正当な理由なく、入院患者に対する家族等による面会を妨げない方針とする。

やむを得ず面会制限を行う場合においても、必要最小限の範囲とし、制限内容は定期的に見直すものとする。

### 3. 面会可能時間

原則として、面会可能時間は以下のとおりとする。

- ・ 14時 ～ 19時

ただし、患者の状態や診療上の都合により調整する場合がある。

### 4. 面会者の範囲

面会可能者は、原則として以下の者とする。

- ・ 家族
- ・ 親族
- ・ 患者が希望する者
- ・ 退院支援等に関係する者

なお、患者本人の意思を尊重し、患者が希望しない場合は面会を制限することがある。

### 5. 面会時の留意事項

面会者は、以下の事項を遵守すること。

- ・ 病棟入口等で手指消毒を実施すること。
- ・ 咳、発熱、咽頭痛等の感染症症状がある場合は面会を控えること。
- ・ 必要時はマスクを着用すること。
- ・ 病院職員の指示に従うこと。
- ・ 他の患者の療養環境に配慮し、大声での会話や長時間の滞在を避けること。
- ・ 生花、危険物等、病院が禁止する物品は持ち込まないこと。

## 6. 面会制限を行う場合

以下の場合には、病院長又は所属長の判断により、面会を制限又は中止することがある。

- ・ 院内感染の発生又は流行が認められる場合
- ・ 感染症法上の感染症患者への対応が必要な場合
- ・ 集中治療等により、患者の安静保持が必要な場合
- ・ 患者の病状悪化又は医療安全上支障がある場合
- ・ 面会者による迷惑行為、暴力行為又はハラスメント行為がある場合
- ・ 災害その他病院運営上やむを得ない事情がある場合

なお、面会制限を行う場合であっても、終末期患者、重篤患者、小児患者等については、患者及び家族の状況に十分配慮する。

## 7. 規定の見直しと周知

本規程は、感染症流行状況、厚生労働省通知、診療報酬制度その他社会情勢を踏まえ、感染対策委員会、安全対策委員会等において定期的に見直しを行う。

最新の面会規定については、院内掲示および病院ウェブサイト等により患者及び家族へ周知する。

## 附則

この規定は、令和8年6月1日から施行する。